

新海面処分場等へ搬出するために実施する、搬出先の「受入基準」に基づく化学性状試験結果を受けた対策（調査）（一部）

【調査の概要】

新海面処分場等へ搬出するために実施する、搬出先の「受入基準」に基づく化学性状試験の結果（平成24年3月2日に公表）を踏まえ、次の調査を実施

- （1）受入基準を超過したものについて、A.P.+2m以深への操業由来の汚染の可能性を確認するための調査
- （2）受入基準以下であるが、環境基準※の値を超過したものについて、土壤汚染対策法に規定されている分析方法による調査

※土壤汚染対策法の土壤溶出量基準及び土壤含有量基準を、以下「環境基準」という

【調査の結果】

（1）について

ガス工場操業に由来する特定有害物質（以下「ガス工場操業由来の物質」という。）について、受入基準の超過を確認した鉛（溶出）6箇所及び環境基準の値を超過した鉛（含有）3箇所において、A.P.+2mの深度で調査を行い、全て受入基準内であることを確認した。

（2）について

ガス工場操業由来の物質（ベンゼン、シアン化合物、水銀）及びPCBについて、同じ試料を土壤汚染対策法に規定される分析方法でベンゼン1検体、シアン化合物1検体、水銀6検体、PCB2検体の分析を行い、全て環境基準以下であることを確認した。

これらのことから、A.P.+2m以深への操業由来の汚染の可能性はないことを確認した。

【今後の対応】

A.P.+2m以深への操業由来の汚染の可能性の確認が完了していない箇所について、引き続き調査を実施する。

(1) 受入基準を超過したものについて、A.P.+2m 以深への操業由来の汚染の可能性を確認するための調査

(2) 受入基準以下であるが、環境基準の値を超過した
ものについて、土壤汚染対策法に規定されている
分析方法による調査

